

企画競争実施の公示

令和4年 9月 27日

国土交通省共済組合
国土交通本省支部長 平山 孝治

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

- (1) 業務名 国土交通大学校における食堂の経営業務
- (2) 業務内容 国土交通大学校内において給食業務を行う。
- (3) 業務期間 令和4年12月1日から令和5年3月31日
ただし、5年を超えない範囲内で契約を更新し業務を行うことができる。
業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

2 業務場所 東京都小平市喜平町2-2-1 国土交通大学校内

3 企画競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税及び地方税を完納していること。
- (3) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び（5）から（8）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 説明書の交付を受けていない者の説明会への参加は認めない。また説明会当日に出席しない者の応募は認めない。説明会への参加を公募の参加資格とする。

5 手続等

(1) 担当部局 (問合せ先)

〒187-8520 東京都小平市喜平町2-2-1

国土交通省国土交通大学校 総務部教務課

電話：042-321-1541 (内線 2242) Fax：042-321-1572

(2) 業務説明書(公募要領)の交付期間、場所及び方法

令和4年9月28日(水)から令和4年10月18日(火)までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時までの間に、上記(1)において書面により交付する。

(3) 説明書の内容に関する質問の受付及び回答

【質問】

- ① 質問は、文書(書式自由、但し規格はA4版)にてメールで提出するものとします。
- ② 受付メールアドレス・件名は、col-kyoumudaini@gxb.mlit.go.jp)のメールアドレスあて送付すること。その際の件名は「会社名 給食業務質問」とすること。
- ③ 受付期限 令和4年10月4日(火)午後4時まで

【回答】

- ① 回答は、令和4年10月11日(火)午後4時までに質問者及び説明書配布者全員にメールにて回答。

(4) 説明会の日時、場所

- ①日時 令和4年10月12日(水)午後2時
- ②会場 東京都小平市喜平町2-2-1 国土交通大学校管理厚生棟1階 A会議室
- ③内容 給食業務の概要説明
申請書類等に関する説明、質疑応答
- ④その他 説明会への出席者は1社につき1名とする。
※説明会参加希望者は令和4年10月6日(木)午後4時までに、会社名、所在地、電話番号、出席者名を(col-kyoumudaini@gxb.mlit.go.jp)のメールアドレスあて送付すること。その際の件名は「会社名 給食業務説明会参加登録」とすること。
なお、説明書の交付を受けていない者の説明会への参加は認めない。また説明会当日に出席しない者の応募は認めない。説明会への参加を公募の参加資格とする。

(5) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和4年10月19日(水)午後4時までに上記(1)に持参又は郵送で提出すること。ただし、郵送の場合は午後5時15分までに受領したものまでとする。

6 その他

- (1) 施設使用料は、無償とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記5(1)に同じとする。
- (4) 応募申込書の提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された応募申込書等は、提出者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (6) 応募申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込を無効とするとともに、記載を行った提出

者に対して指名停止を行うことがある。

(7) その他詳細は業務説明書による。